

太田市保育対策総合支援事業（保育所等業務効率化推進事業等）費補助金交付要綱
（趣旨）

第1条 この要綱は、保育業務の効率化を推進し保育士の業務負担軽減を図るとともに、安全かつ安心な保育環境の確保を支援することを目的として、次条に掲げる事業を行う市内の民間保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業を実施する者（以下「保育所等」という。）並びに地方裁量型認定こども園（以下「認可外保育施設」という。）に対し太田市保育対策総合支援事業（保育所等業務効率化推進事業等）費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 補助金の交付の対象となる保育所等及び認可外保育施設（以下「対象施設」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの事業（以下「補助事業」という。）を行う保育所等及び認可外保育施設とする。

(1) 保育所等業務効率化推進事業 次のア及びイに掲げる事業をいう。

ア 「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（令和4年度第2次補正予算分）の実施について」（令和5年2月10日子発0210第6号）の別紙に定める「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（令和4年度第2次補正予算分）実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）に規定するシステムを保育所等が導入する事業

イ 国実施要綱に規定する通訳や翻訳のための機器を保育所等が導入する事業

(2) 認可外保育施設における機器の導入事業

国実施要綱に規定する認可外保育施設における機器を認可外保育施設が導入する事業

(3) 保育所等における安全対策事業 次のア及びイに掲げる事業をいう。

ア 「認可保育所等設置支援事業の実施について（平成29年3月31日雇児発0331第30号）の別紙に定める「保育環境改善等事業実施要綱」（以下「環境改善等事業実施要綱」という。）に規定する対象児童の睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体動や体の向きを検知する等の機能を持つ機器その他これらと同等の機能を持つと市長が認める機器（以下「対象機器」という。）を保育所等が導入する事業

イ 環境改善等事業実施要綱に規定する送迎用バスの安全装置の設置を行う事業

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、別表の第1欄に定める補助事業ごとに、第2欄に定める基準額と

第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第4条 保育所等又は認可外保育施設が補助金の交付の申請をする場合は、太田市補助金等に関する規則第5条1項に規定する書類のほか、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 第2条第1号に掲げる事業

導入するシステム等の機能及び費用が確認できる資料、システム等導入のスケジュールや保育士等の業務負担を軽減するための計画及びシステム等を販売する事業者からの支援体制等を記載したシステム等導入の実施計画書

(2) 第2条第2号に掲げる事業

導入するシステム等の機能及び費用が確認できる資料、システム等導入のスケジュールや保育士等の業務負担を軽減するための計画及びシステム等を販売する事業者からの支援体制等を記載したシステム等導入の実施計画書

(3) 第2条第3号アに掲げる事業

対象機器が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の規定に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていることを証明する資料や対象機器に導入実績がある場合は、その実績を証明する資料など安全性等を確認できる資料

(4) 第2条第3号イに掲げる事業

対象機器を設置する送迎用バスの台数及び利用定員が確認できる資料、対象機器が「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン(令和4年12月20日公表)」に適合する機器であることを証明する資料及び送迎用バスの運用について安全な保育環境の確保を図ることを確認できる資料

(書類の整備等)

第5条 補助金の交付を受けた保育所等は、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
<p>(1) 保育所等業務効率化推進事業（保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入）</p>	<p>A 保育に関する計画・記録に関する機能</p> <p>B 園児の登園及び降園の管理に関する機能</p> <p>C 保護者との連絡に関する機能</p> <p>（1）Bの機能を導入する場合（①及び②を別々に算定）</p> <p>①Bの機能に関する部分）（嵩上げあり） 端末購入等を行わない場合 1施設当たり 200,000円</p> <p>端末購入等を行う場合 1施設当たり 700,000円</p> <p>②B以外の機能を併せて導入する場合（嵩上げなし） <端末購入等を行わない場合></p> <p>A又はCの機能を導入する場合 1施設当たり 200,000円</p>	<p>保育所等ICT化推進事業を実施するために必要な初期費用</p>	<p>4分の3（嵩上げありの部分）は5分の4）</p>

A及びCの機能を導入する場合 1施設
当たり 400,000
円

<端末購入等を行う
場合>

A又はCの機能を導入
する場合 1施設
当たり 200,000
円

A及びCの機能を導入
する場合 1施設
当たり 300,000
円

(2) Bの機能を導入
しない場合 (嵩上
げなし)

①A又はCの機能を
導入する場合 1施
設当たり 200,0
00円

併せて端末購入等
を行う場合 1施設
当たり 700,000
円

②A及びCの機能を
導入する場合 1か
所当たり 400,0
00円

併せて端末購入等
を行う場合 1施設

	たり 900,000円		
(2) 保育所等業務効率化推進事業（通訳や翻訳のための機器の導入）	1施設当たり 150,000円	保育所等における外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するための初期費用（機器を利用するための環境設定の費用や保証費用等を含む。）	4分の3
(3) 認可外保育施設における機器の導入事業	園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機能 1施設当たり 700,000円 ※システムのみ導入する場合 1施設当たり 200,000円	園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器を導入するための初期費用（保育従事者の業務負担の軽減に資する他の機能を含む。）	5分の4
(4) 保育所等における安全対策事業（睡眠中事故防止のための機器の導入）	1施設当たり 500,000円	保育所等における睡眠中事故防止推進事業を実施するために必要な経費	4分の3
(5) 保育所等における安全対策事業（送迎用バスの安全装置の導入）	送迎用バス1台当たり 175,000円	保育所等における送迎用バスの安全装置の設置のために必要な経費	10分の1
